

建業第 247 号
令和 2 年 12 月 24 日

各部局長 様
部内各課長 様
部内各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交通基盤部長

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて（通知）

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、令和 2 年 9 月 30 日付け国不建第 174 号「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項において「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされていることから、特例監理技術者を配置した場合の取扱いを下記のとおりとします。

記

- 1 次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。
 - (1) 予定価格が 3 億円以上であるとき。
 - (2) 工事の技術的難易度がⅢ以上の工事であるとき。
 - (3) 当該工事若しくは兼務する工事が 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。
 - (4) 兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。
 - (5) 兼務する工事が低入札工事であるとき。

- 2 特例監理技術者の兼務を認める場合の判断基準
次の（1）から（8）のすべてを満たしていることとする。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 特例監理技術者の配置する場合、次の点に留意する。

- (1) 受注者から監理技術者補佐を設置する旨の申し出があった場合は、特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項「別紙1」を提出させ確認する。確認事項に問題が無ければ、特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類を「別紙2」のとおり提出させる。
- (2) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」による、他の工事の現場代理人との兼務を認めないこととする。
- (3) 「2」の判断基準を満たしている場合であっても、兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できないと発注者が判断した場合は、兼務を認めないこととする。

本取扱いについては、令和3年1月4日以降に適用する。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

別紙 1

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が 10 k m 程度の近接した場所である。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

レまたは■を記載すること

※ 競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。

別紙 2

特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類一覧

No	要件	確認書類
1	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	1の提出書類に同じ
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
5	特例監理技術者が兼務できる工事は兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。	4の提出書類に同じ
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。	記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	
9	特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。	—